

放送法遵守義務確認等請求事件

NHK は放送法を守る義務がある

併合集団訴訟(原告 126 名)第 9 回口頭弁論

裁判傍聴

7月9日(月) 14時00分～14時30分
奈良地方裁判所 101号大法庭(傍聴席 70)

裁判官が交代し、三つの裁判が併合された後の
最初の口頭弁論

大法庭の傍聴席を埋め尽くそう!

裁判報告・講演

14時30分～16時00分
奈良教育会館 4階大会議室

- 裁判報告：弁護団
- 講演：NHKの森友・加計問題報道
講師：小滝 一志さん(放送を語る会事務局長)

被告 NHK 代理人の対応

- ✓ その1:我々の訴え「放送法を守る義務を確認」に対し
「法律上の争いに当たらないので却下されるべき」と
主張、視聴者である原告に真摯に対応していない
 - NHK 行動指針「視聴者のみなさまの信頼を大切にします」に背いている
- ✓ その2:放送法違反ニュースの指摘に全く答えない

森友問題の NHK ニュース報道

- ✘ トップニュースでは伝えない
- ✘ 放送時間はできるだけ短く
- ✘ 「昭恵夫人」の映像はできるだけ出さない
- ✘ 政府「改ざん」認めるまで「書き換え」貫く

連絡先：「NHK 問題を考える奈良の会」奈良合同法律事務所気付け
〒630-8213 奈良市登大路町5 修徳ビル 2F Tel: 090-5675-5049 (齋藤)